

アール・イー・ジャパン株式会社

確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「アール・イー・ジャパン株式会社 確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第38条に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社(以下「REJ」という。)が実施する建築基準法(昭和25年法律第201号 以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の業務に係る1件当たりの申請手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の手数料)

第2条 京都府以外の場合における確認の申請手数料は、本表による。

対象面積の区分 (㎡)	基本額(円)	追加手数料の額 (円)					
		建築物単体における適用ごと		建築物集団における適用ごと			
		ルート2による構造計算	高度な構造計算又は、高度な検証等方法	バリアフリー法	天空率又は日影(法第43条第2項二号の許可を除く。)		
100以下	35,000	132,000	見積り	10,000	10,000		
第4項七号の適用を受けるもの	22,000						
100を超え200以下	48,000						
第4項七号の適用を受けるもの	30,000						
200を超え500以下	66,000					15,000	15,000
第4項七号の適用を受けるもの	43,000						
500を超え1,000以下	138,000						
1,000を超え2,000以下	250,000						
2,000を超え3,000以下	296,000	198,000		20,000	20,000		
3,000を超え4,000以下	343,000						

4,000 を超え 5,000 以下	416,000			
5,000 を超え 6,000 以下	486,000			
6,000 を超え 7,000 以下	535,000			
7,000 を超え 8,000 以下	586,000			
8,000 を超え 9,000 以下	615,000			
9,000 を超え 10,000 以下	672,000			
10,000 を超え 50,000 以下	1,110,000	251,000		
50,000 を超え	1,859,000	396,000		

2 京都府内の場合における確認の申請手数料は、本表による。

対象面積の区分 (㎡)	基本額(円)	追加工数料の額 (円)			
		建築物単体における適用ごと		建築物集団における適用ごと	
		ルート2 による 構造計 算	高度な 構造計 算又は、 高度な 検証等 方法	バリア フリー 法	天空率又 は日影 (法第 43条第2 項二号の 許可を除 く。)
100 以下	45,000	132,000	見積り	10,000	10,000
第4項七号の適用を受けるもの	28,000				
100 を超え 200 以下	56,000				
第4項七号の適用を受けるもの	36,000				
200 を超え 500 以下	90,000				
第4項七号の適用を受けるもの	78,000				
500 を超え 1,000 以下	170,000	198,000		20,000	20,000
1,000 を超え 2,000 以下	250,000				
2,000 を超え 3,000 以下	296,000				
3,000 を超え 4,000 以下	343,000				
4,000 を超え 5,000 以下	416,000				
5,000 を超え 6,000 以下	486,000				
6,000 を超え 7,000 以下	535,000				
7,000 を超え 8,000 以下	586,000				
8,000 を超え 9,000 以下	615,000				
9,000 を超え 10,000 以下	672,000				
10,000 を超え 50,000 以下	1,110,000	251,000			

50,000 を超え	1,859,000	396,000			
------------	-----------	---------	--	--	--

- 3 前二項の基本額に係る手数料の算定方法は、次の各号の面積算定による金額とする。
- 一 新築又は移転を行う建築物 当該建築物の床面積の合計
 - 二 増築又は改築を行う建築物 次による。
 - イ 確認申請書第4面第12欄において申請以外の床面積がある場合 申請部分の面積に申請以外の面積の2分の1を加算した合計とする。
 - ロ 同一敷地内に用途上不可分の建築物が別にある場合は、イに関わらず別途見積りとする。
 - 三 大規模の修繕、又は大規模の模様替を行う建築物 当該建築物の延べ床面積の合計の2分の1とする。ただし、増築、改築、移転又は用途変更と同一に行う場合は、第一号を適用する。
 - 四 用途変更を行う建築物 次による。
 - イ 確認申請書第4面第12欄の申請部分の床面積とする。ただし、申請以外の床面積がある場合は、申請部分の床面積に申請以外の部分の床面積の2分の1を加算した合計とする。
 - ロ 第二号イ又は第三号と併願する場合は、第一号を適用する。
 - ハ イ又はロによる算定した面積が実状に依っていないと、REJが認める場合は、別途見積りとする。
 - 五 一の申請において複数棟がある場合は、次による。
 - イ 法第20条第2項を適用する建築物の場合 構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を基本額に乗じた額（1,000円未満を切り捨てた額）を加算する。
 - ロ イ以外の場合ある場合 前各号により算定した床面積の合計とする。
 - 六 直前の確認による検査済証の処分が、REJ以外の者から受けている場合の第二号イ、第三号及び第四号イの規定中「2分の1」は適用しない。
- 4 追加手数料の額に係る手数料の算定方法は、次の各号による。
- 一 法第6条の3第1項本文の規定に基づき構造計算適合性判定を受ける場合は、基本額の10分の1を加算した額とする。この場合において、算定した額が1,000円未満の端数が生じる場合は、1,000円未満の額を切り捨てた額を切り捨てる。
 - 二 法第6条の3第1項ただし書の適用による場合は、本表の「ルート2による構造計算」の欄の額とする。
 - 三 REJが別に定める高度な構造計算又は高度な検証等方法を適用する申請（これら複数を選択した場合は、それら全てとする。）については、本表の「高度な構造計算又は高度な検証等方法」の欄とする。
 - 四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項の規定により特別特定建築物（同条第3項の規定により地方公共団体の条例の規定により付加される特別特定建築物を含む。）によるものについては、本表の「バリアフリー法」の欄の額とする。この場合において、「増築、改築又は用途変更」における手数料の算定方法は、第2項第二号及び第四号の列記以外の規定中「建築物」とあるのは「建築物の部分」と読み替えて準用する。

五 法第 56 条 7 項各号又は、法第 56 条の 2 第 1 項本文の規定によるものについては、本表の「天空率又は日影」の欄の額とする。この場合において、「増築又は改築」における手数料の算定方法は、第 2 項第二号を準用する。ただし、法第 43 条第 2 項による許可若しくは認定による場合で、当該許可若しくは認定に含められている場合は適用しない。

六 法第 6 条第 1 項第一号から第三号までに掲げる建築物（増築しようとする場合において、建築物が増築後において同条第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）に、昇降機が含まれる場合は、第 5 条の昇降機の区分に応じた額を加算する。その場合において、同条同表中「小荷物専用昇降機（令第 146 条第 1 項第二号の適用を受けるものに限る。）」とあるのは「小荷物専用昇降機」と読替えて適用する。

七 この項の適用を受けるものは、次のいずれかに掲げる審査及び検査の特例を受ける建築物とする。この場合において、一の申請に 2 以上の建築物（指定建築設備を除く。）の計画がある場合は、その全ての計画が法第 6 条の 4 の適用を受けるものとする。

イ 法第 20 条第 1 項第四号イ（令第 80 条の 2 にあっては、平成 19 年国土交通省告示第 1119 号に該当するものに限る。）に該当する建築物

ロ 法第 68 条の 11 第 1 項に規定する型式部材等製造者認証（以下、単に「型式部材等製造者認証」という。）である建築物

5 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 未満であるもの又は 50 m²以下のものも含む。）に限り、申請者又は代理者が、確認検査業務を複数の申請を同時に申請若しくは契約する場合の手数料は、本表の表示額から 1,000 円を差し引いた額とする。（次条において同じ。）

6 計画の変更をする場合の手数料の算定方法（変更前の原形をとどめないもの又は、直前の確認が REJ 以外の者から受けているものを除く。）は、次の各号によるものとする。この場合において、算定した額が 10,000 円未満となる場合は、10,000 円とし、1,000 円未満の端数が生ずる場合は 1,000 円以下の額を切り捨てる。

一 第 3 項により算定した額の 1/2 の額を適用する。

二 計画変更により第 4 項各号の適用を受けるものは、当該例により算定した額も適用する。

7 計画の変更を除き、REJ が指定するフロッピーディスク等を用いて行う場合は、本表の表示額から 1,000 円を差し引いた額とする。この場合において、「REJ が指定するフロッピーディスク等」とあるのは一般財団法人建築行政情報センターが提供する建築確認申請書作成プログラムにより作成したデータを収納した磁気ディスク等とし、REJ はバージョン等を指定することができる。（次条、第 5 条及び第 6 条において同じ。）

8 前各項にかかわらず、REJ が別に定める建築基準関係規定の許可若しくは認定（法第 43 条第 2 項による許可若しくは認定による場合で、当該許可若しくは認定に含められている場合を除く。）による場合においては、別途見積りとする。

（建築物に関する中間検査又は完了検査の手数料）

第 3 条 京都府以外の場合における中間検査又は完了検査の申請手数料は、本表による。

対象面積の区分 (m ²)	基本額 (円)	
	中間検査	完了検査

100 以下	35,000	38,000
前条第 4 項七号の適用を受けるもの	27,000	30,000
100 を超え 200 以下	40,000	43,000
前条第 4 項七号の適用を受けるもの	31,000	34,000
200 を超え 500 以下	54,000	58,000
前条第 4 項七号の適用を受けるもの	44,000	47,000
500 を超え 1,000 以下	100,000	115,000
1,000 を超え 2,000 以下	150,000	179,000
2,000 を超え 3,000 以下	241,000	272,000
3,000 を超え 4,000 以下	296,000	312,000
4,000 を超え 5,000 以下	343,000	343,000
5,000 を超え 6,000 以下	364,000	364,000
6,000 を超え 7,000 以下	415,000	415,000
7,000 を超え 8,000 以下	458,000	458,000
8,000 を超え 9,000 以下	486,000	486,000
9,000 を超え 10,000 以下	550,000	550,000
10,000 を超え 50,000 以下	629,000	644,000
50,000 を超え	1,093,000	1,222,000

2 京都府内の場合における中間検査又は完了検査の申請手数料は、本表による。

対象面積の区分 (㎡)	基本額 (円)	
	中間検査	完了検査
100 以下	43,000	48,000
前条第 4 項七号の適用を受けるもの	40,000	45,000
100 を超え 200 以下	50,000	52,000
前条第 4 項七号の適用を受けるもの	48,000	50,000
200 を超え 500 以下	90,000	90,000
前条第 4 項七号の適用を受けるもの	83,000	88,000
500 を超え 1,000 以下	120,000	120,000
1,000 を超え 2,000 以下	150,000	179,000
2,000 を超え 3,000 以下	241,000	272,000
3,000 を超え 4,000 以下	296,000	312,000
4,000 を超え 5,000 以下	343,000	343,000
5,000 を超え 6,000 以下	364,000	364,000
6,000 を超え 7,000 以下	415,000	415,000
7,000 を超え 8,000 以下	458,000	458,000
8,000 を超え 9,000 以下	486,000	486,000
9,000 を超え 10,000 以下	550,000	550,000
10,000 を超え 50,000 以下	629,000	644,000

50,000 を超え	1,093,000	1,222,000
------------	-----------	-----------

- 3 前二項の規定は、前条第 3 項（第四号及び第六号を除く。）、第 4 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項を準用する。この場合において前条第 4 項各号は、REJ が別に定める要領により完了検査又は中間検査の別に応じて適用する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の基本額に係る手数料の算定方法は、次の各号による。
- 一 基礎の工事に係る工程の場合 対象建築物の最下階に該当する部分の床面積
 - 二 前号以外の工事に係る工程の場合 対象建築物の検査対象となる階以下の階の床面積の合計又は、特定工程後の工程前の工事完了した階以下の床面積の合計
- 5 直前の確認又は中間検査合格証の処分が REJ 以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算する。
- 一 前条第 3 項第一号の額
 - 二 前条第 3 項第五号に該当する場合は、当該例により算定した額
 - 三 前条第 4 項（第七号を除く。）又は第 5 項の規定を適用された計画である場合は、当該例により算定した額
- 6 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物の完了検査における加算額は、別に定めるアール・イー・ジャパン株式会社建築物省エネ法判定業務規程別表 3 備考第 1 項による 1 類から 3 類までの区分による係数を乗じた額（当該合計に 1,000 円以下の額が生じた場合は当該額を切り捨てた額とする。次条第 4 項及び第 5 項において同じ。）とする。ただし、対象建築物で建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合は、一律 33,000 円とする。

建築物の全体が計算対象室である場合	完了検査の手数料 × n %
建築物の一部が計算対象室である場合	完了検査の手数料 × (n % × 計算対象床面積 / 検査対象床面積)
備考	n : 1 類は 80%、2 類は 60%、3 類は 40%とする。

- 7 省エネ判定の軽微変更に係る手数料に係る規定は、建築省エネ法適合判定業務手数料規程で定める。
- 8 検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の 17 時 30 分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、検査手数料の 10 分の 1 の額を徴収することができる。
- 9 中間検査の結果において計画変更の後の再検査、又は一の完了検査の結果において再検査を要する場合の手数料は、検査対象床面積に 10 分の 1 を乗じて得た面積として前各項を適用する。
- 10 前二項において第 7 条第 1 項の規定を適用する場合は、当該規定の金額を適用する。
- 11 完了検査の結果において、追加説明書を提出する場合は、前各項において算定した 2 分の 1 の額（算定した額が 1,000 円未満の端数が生じる場合は、1,000 円未満の額を切り捨てた額を切り捨てた額）とする。この場合において、追加説明書の提出によって再検査を要する場合は、前項を準用する。

(建築物に関する仮使用認定の手数料)

第 4 条 仮使用認定の認定申請に係る手数料の額に係る対象面積の算定方法は、次の各号に掲げるものとする。

対象面積の区分 (㎡)	仮使用認定(円)
100 以下	60,000
100 を超え 200 以下	65,000
200 を超え 500 以下	89,000
500 を超え 1,000 以下	151,000
1,000 を超え 2,000 以下	238,000
2,000 を超え 3,000 以下	375,000
3,000 を超え 4,000 以下	429,000
4,000 を超え 5,000 以下	472,000
5,000 を超え 6,000 以下	546,000
6,000 を超え 7,000 以下	623,000
7,000 を超え 8,000 以下	686,000
8,000 を超え 9,000 以下	729,000
9,000 を超え 10,000 以下	826,000
10,000 を超え 50,000 以下	965,000
50,000 を超え	1,834,000

- 2 前項の規定は、第 2 条第 3 項 (第四号、第五号イ及び第六号を除く。)、第 4 項 (第一号、第二号、第五号及び第六号を除く。)、第 4 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項を準用する。
- 3 当該認定において、第 2 条第 4 項第三号及び同項四号を適用された計画である場合は、当該例により算定した額を加算する。
- 4 当該認定において、一の認定を継続するためにあらかじめ変更される場合を想定した仮使用区画が含まれる場合の額は、前項の額に 34,000 円を加算する。
- 5 直前の確認又は中間検査合格証を REJ 以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算する。
 - 一 第 2 条第 3 項第一号の額
 - 二 第 2 条第 3 項第五号に該当する場合は、当該例により算定した額
 - 三 第 2 条第 4 項第 1 号から第六号まで又は第 5 項の規定を適用された計画である場合は、当該例により算定した額
- 6 仮使用認定を REJ で受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は前各項を適用した額とする。
 - 一 仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合は、前項を適用した額に 50% を乗じた額とする。
 - 二 仮使用認定を行う部分 (床面積) が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対する額と、当該増加する床面積に対する額を合算した額とする。
 - 三 規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更による認定手数料の額は、34,000 円とする。

- 7 仮使用認定をREJ以外の者から受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料の前項各号の規定は、前項本文中「適用した額」とあるのは「適用した額に1.5倍を乗じた額」と、第一号中「50%」とあるのは「75%」と、第二号中「床面積以外の部分の床面積」とあるのは「床面積以外の部分の床面積に1.5倍を乗じた額」と、第三号中「34,000円」とあるのは「55,000円」とそれぞれ読み替えて適用する。
- 8 前2項の規定は、次条及び第6条において準用する。
- 9 省エネ判定対象建築物の仮使用認定における加算額は、前条備考第4項中「完了検査の手数料」を「仮使用認定の手数料」と、「検査対象床面積」を「仮使用認定に係る部分の床面積の合計」とそれぞれ読み替えて適用する。
- 10 仮使用に係る検査において、完了検査を受けようとする機関が異なる場合で、仮使用認定に係る検査に当該機関の同行を要する場合は、前各項の額に当該機関の完了検査に係る額を申し受けする。
- 11 前各項に定めるもののほか、前条第8項及び第10項の規定を準用する。この場合において、前条第8項中「検査」とあるのは「仮使用に係る検査」と読み替えて適用する。

(指定建築設備等に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第5条 指定建築設備の確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

申請対象物（1基ごと）	確認（円）		完了検査（円）		仮使用認定（円）	
	基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	建築と同時認定
エレベーター、又はエスカレーター	36,000	18,000	30,000	16,000	33,000	26,000
型式部材等製造者認証であるものに限る。	18,000	9,000	19,000	8,000	28,000	22,000
小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）	35,000	18,000	30,000	16,000	28,000	22,000
第12条第3項の規定による特定行政庁が指定する建築設備	36,000	12,000	30,000	15,000	43,000	34,000

- 2 前項の手数料の算定方法は、次の各号による。
- 一 直前の確認の処分がREJ以外の者から受けている場合の計画変更は、本表の「確認基本額」の欄の額とする。
 - 二 直前の確認の処分がREJ以外の者から受けている場合の完了検査は、本表の「完了検査基本額」に「確認基本額」による額を加算した額とする。
 - 三 完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合は、本表の「再検査」の欄の額とする。
 - 四 建築物又はその敷地と合わせて仮使用認定を行う場合は、本表の「建築と同時認定」の欄の額とする。

五 仮使用認定において直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額を加算した額とする。

六 前各項に定めるもののほか、第 3 条第 8 項から第 11 項の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 9 項前段は適用しない。

(指定工作物に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第 6 条 指定工作物の確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

申請対象物		確認 (円)		完了検査 (円)		仮使用認定 (円)	
		基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	建築と同時認定
令第 138 条第 1 項に掲げるもの	高さが 13m 以下 (擁壁においては、5m 以下)	28,000	14,000	30,000	15,000	33,000	26,000
	高さが 13m を超 (擁壁においては、5m 超)	45,000	23,000	46,000	23,000	69,000	55,000
令第 138 条第 2 項及び第 3 項に掲げるもの	遊戯施設	360,000	180,000	360,000	180,000	550,000	—
	上記以外のもの	45,000	23,000	46,000	23,000	69,000	—

2 前項の手数料の算定方法は、次の各号による。

一 新築による場合 申請対象物ごとの区分に応じた額とする。

二 上記以外の場合 申請対象物が、2 基あるものとみなした額とする。

三 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は、本表の「確認基本額」の欄の額とする。

四 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表の「完了検査基本額」に「確認基本額」による額を加算した額とする。

五 完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合は、本表の「再検査」の欄の額とする。

六 建築物又はその敷地と合わせて仮使用認定を行う場合は、本表の「建築と同時認定」の欄の額とする。

七 仮使用認定において、直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額を加算した額とする。

八 前各項に定めるもののほか、第 3 条第 8 項から第 11 項の規定を準用する。この場合において、第 4 条第 9 項前段は適用しない。

(出張旅費)

- 第7条 遠隔地としてREJが指定する区域に完了検査、中間検査又は仮使用認定を依頼する場合、第3条の「対象床面積」に応じて、別に定める出張旅費規程による額を検査手数料に加算する。
- 2 第5条及び第6条の出張旅費については、出張旅費規程第3条の規程中200㎡以下として加算する。
- 3 複数の検査について、対象建築物等が同日及び連続し、かつ、出張旅費規程の別表で定める同一方面に出張してREJが合理的に検査を行うことのできる場合の前2項の適用については、建築主、築造主、若しくは設置者、又は工事監理者に係るもの場合は出張旅費を一の検査業務とみなすことができる。
- 4 前項の適用において、対象建築物等の検査地が出張旅費規程の別表で定める区分のうち2以上の区分にわたる場合の前項の適用については、もっとも遠方の区分による。

(確認済証等の証明書の交付)

- 第8条 何人であっても、REJに対して確認済証の証明を願い出ることができる。また、REJはこの願い出により確認済等の証明書を発行しなければならない。
- 2 前項の証明書の発行に係る必要な事項は、次による。
- 一 証明書の発行の願い出は、REJが別途定める様式で行うこと。
 - 二 証明書の発行手数料は1通あたり2,000円とする。
 - 三 手数料の収納方法は、業務規程第40条及び第41条を準用する。
 - 四 手数料の支払い期日は、願い出た日とする。

(雑則)

- 第9条 REJは、市場価格等を勘案し、各手数料の額を変更する事ができる。

(個別契約特約)

- 第10条 第1条から第7条までに規定するもののほか、申請者又は申請者の代理人とREJは、特約として、次の各号の定めをした個別契約を結ぶことができる。
- 一 本規定を適用するために必要な条件
 - 二 前号の条件に違反した場合の取り扱い
 - 三 その他REJが個別契約を補足するについて必要と認めた事項

(補則)

- 第11条 この規程に定めのない規定は、REJと申請者又は申請者の代理人と協議して定めるものとする。
- 2 この規程で想定していない特殊な審査を要求されるもの、又は定めのない特殊な構造方法を用いた建築物、指定建築設備若しくは指定工作物について、REJと申請者又は申請者の代理人と協議して第2条から第6条までの額を変更することができる。

附則

制定時

(施行期日)

この確認検査業務手数料規程は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。

第 2 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

第 3 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

第 4 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

第 5 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

第 6 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

第 7 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

第 8 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

第 9 回目改定時 平成 24 年 6 月 12 日

(施行期日)

この規程は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

第 10 回目改定時 平成 26 年 4 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

2 改正前の規定において、「ポイント」とあるのは、平成 26 年 6 月 30 日（以下「基準日」という。）を期限として廃止する。ただし、基準日が到来する日までの第 2 条から第 6 条までの規定中「手数料」とあるのは、「手数料及びポイント」と読み替えて適用し、ポイント数は従前の例による。

3 改正前の規定において、「景品等の交換」については、平成 26 年 6 月 30 日を期限として廃止する。

4 この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第 2 条から第 6 条中、徴収規定に限りこの規定を適用する。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 11 回改定時 平成 27 年 6 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 12 回改定時 平成 27 年 10 月 22 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 10 月 22 日に、確認申請においては事前審査の引受け日から、中間検査、完了検査又は仮使用認定においては、当該業務の引受け日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

(第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条の改正)

第 4 条 第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条中「、中間検査及び完了検査」を削る。

第 13 回改定時 平成 28 年 4 月 18 日（一部平成 28 年 4 月 25 日）

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

第 14 回改定時 平成 28 年 10 月 1 日

(施行期日)

第1条 この規程は平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（ルート2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第3条 本則第10条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJと申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第15回改定時 平成29年5月10日

(施行期日)

第1条 この規程は平成29年5月10日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（省エネ判定、ルート2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

第16回改定時 平成30年2月1日

(施行期日)

第1条 この規程は平成30年2月1日から施行する。

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物についても、完了検査、中間検査及び仮使用認定から適用する。

第17回改定時 平成30年10月1日

(施行期日)

第1条 この規程は平成30年10月1日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第2条及び第3条の規定を適用する。

第18回改定時 平成31年（2019年）1月7日

(施行期日)

第1条 この規程は平成31年1月7日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約しているものに係る確認検査の業務について、本則第2条及び第3条の規定を適用する。

第19回改定時 令和元年（2019年）10月1日

（施行期日）

第1条 この規程は令和元年10月1日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正前の規定の適用の際、この規定にかかる業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が500㎡を超えるものについては、新料金を適用する。

第20回改定時 令和2年4月1日

（施行期日）

第1条 この規程は令和2年4月1日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正前の規定の適用の際、この規定にかかる業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が500㎡を超えるものについては、新料金を適用する。

第21回改定時 令和5年7月1日

（施行期日）

第1条 この規程は令和5年7月1日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。